第4期西和賀町障がい者計画・

第7期西和賀町障がい福祉計画・第3期西和賀町障がい児福祉計画(案) 概要

策定の趣旨

現行の計画が令和5年度で計画期間を満了することから、障害福祉サービス等の安定的な提供体制の確保と、障がいの有無に関わらず互いの人格と個性を尊重しあいながら共生するまちづくりの推進のため、障害者基本法に基づく「障がい者計画」及びに障害者総合支援法に基づく「障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

計画の期間

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
障がい者計画	第 4 期					
障がい福祉計画		第 7 期			第 8 期	
障がい児福祉計画		第 3 期			第 9 期	

基本理念

「障がい等のある方が住みなれた地域で自立し、安心・安全に暮らせる共生社会を目指したまちづくり」

国の重要指針

国

- ①「地域共生社会の実現のための規定の整備」
- ②「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」
- ③「障がい児支援の提供体制の計画的な整備」
- ④「発達障がい者支援の一層の充実」

障害者計画の主な策定事項

【序論】

計画の概要等

【総論】

基本的な考え方 等

【各論】

- 1 地域生活の 支援体制の充実 生活支援 ■ 保健・医療
- 2 自立と社会参加の促進 教育・育成 就労支援
- 社会参加 3 ひとにやさしい まちづくりの実現 啓発・広報

生活環境

情報・コミュニケーション

障害福祉計画・障害児福祉計画の 主な策定事項

- (1) 障害福祉サービス 課題に対する具体的施策 各年度のサービス毎の見込量
- (2) 相談支援 課題に対する具体的施策 各年度のサービス毎の見込量
- (3) 地域生活支援事業 課題に対する具体的施策 各年度のサービス毎の見込量
- (4) 障害児通所サービス等 課題に対する具体的施策 各年度のサービス毎の見込量
- (5) その他

町

計画の目標・施策

- ①地域生活の支援体制の充実
 - I 生活支援
 - Ⅱ 保健・医療
- ②自立と社会参加の促進
 - I 教育·育成
 - Ⅱ 就労支援
 - Ⅲ 社会参加
- ③ひとにやさしいまちづくりの実現
 - I 啓発·広報
 - Ⅱ 生活環境
 - Ⅲ 情報・コミュニケーション

障害福祉サービスの利用状況(令和5年4月)

障害福祉サービス利用者 82人

町内の事業所を利用している人 53人

- ■ワークステーション湯田・沢内
 - ・短期入所(ショートステイ) 15人
 - ・生活介護 23人
 - ·就労継続支援B型(非雇用) 23 人
 - ・共同生活援助(グループホーム) 22人
- ■ホームヘルプにしわが
 - ·居宅介護 10 人

町外の事業所を利用している人 29人

- ・短期入所(ショートステイ) 1人
- ·生活介護 15 人
- ·就労継続支援B型(非雇用) 3人
- ・共同生活援助(グループホーム) 12 人
- ·療養介護 1人
- ·施設入所支援 11人
- ·就労継続支援A型(雇用) 2人
- ·就労移行支援 1人

利用者がいない サービス

- ·重度訪問介護
- ·同行援護
- ·行動援護
- ·重度障害者等包括支援
- ·自立生活援助
- ·地域移行支援
- ·地域定着支援
- ·自立訓練(機能訓練)
- ·自立訓練(生活訓練)

課題と目標の施策

① 地域生活の支援体制の充実

課題 障がい者等の地域における共生の実現に向けて、必要な障害福祉サービス等の提供や支援体制の充実を推進していますが、ニーズに対しての資源不足や担い手不足など課題が多い。

- 施策・障害福祉サービスごとの数値目標、サービス確保のための方策を設定・・地域共生社会の実現
 - ・相談支援体制の充実、強化・権利擁護の推進と虐待防止・生活安定施策の推進
 - ・適切な保健・医療の提供・・精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・地域生活支援拠点等の整備

② 自立と社会参加の促進

課題 町内には障がい児に対して療育支援を行う事業所がなく、支援体制が十分ではありません。また、障がい者等の雇用・就業について、町福祉アンケートの結果、就労していると答えた方は全体の約 17%で、雇用支援のほか、企業への理解促進等が必要です。

施策・障がい児等への療育の充実・発達障がい児の早期療育・保育、保健医療、教育等関係機関との連携

- ・雇用の促進・福祉施設からの一般就労の促進・・福祉的就労の促進
- ・町のイベントや文化活動への参加促進(社会参加の推進)

③ ひとにやさしいまちづくりの実現

課題 障がい等に対する周囲の理解不足から、障がい者等は社会生活の様々な場面で不利益を受けている場合があります。

障がい等の有無に関わりなく誰もが利用しやすい施設や設備を設計する「ユニバーサルデザイン」の考え方を取り入れ、公共施設、民間施設ともにバリアフリー化を進めることが必要です。

- 施策・啓発活動の推進や当事者団体への加入促進
 - ・公共施設・民間施設、移動・交通など生活環境のバリアフリー化の推進
 - 防災安全対策の推進 ・情報バリアフリーの促進とコミュニケーションの推進

■「障がい」及び「障害」の表記について

本計画では、「障がい」及び「障害」の表記について下記のとおりとします。

- ・特定の事項を示さない一般的な言い回しについては「障がい」と表記します。
- ・法令や条例等に基づく制度や施設名等の名称、組織名、事業等の固有名称等についてはそのまま表記します。